

広島県公安委員会公告第40号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づき、クロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和8年2月20日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

1 開催の日時及び場所

初心者クロスボウ講習会

回	日 時	会 場	時 間
1	令和8年5月19日（火）	広島県警察本部 広島市中区基町 9番42号	(開場・受付) 午前8時30分～午前9時 (講習・考査) 午前9時～午後5時
2	令和8年8月25日（火）		
3	令和8年11月12日（木）		
4	令和9年2月9日（火）		

2 講習の内容及び時間

講 習 内 容	講 習 時 間
クロスボウの所持に関する法令	3 時 間
クロスボウの使用・保管等の取扱い	2 時 間
考 査 等	2 時 間
計	7 時 間

3 受講申込手続

(1) 申込期限

受講を希望する講習会の開催日20日前まで

(2) 申込方法

ア 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課の窓口での申込み

イ e-Gov電子申請

(3) 提出書類等

ア 講習受講申込書 1通

イ 写真（提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚

ウ 手数料（現金）

(2)のアの申込みにあつては申込時に、(2)のイの申込みにあつては住所地を管轄する警察署からの指示に従い手数料6,900円を納付すること。

4 注意事項

(1) 所定の期日に受講しなかった場合、既に提出された申込書及び手数料は返還しない。

(2) 感染症拡大防止、災害発生等の理由により、開催場所の変更又は開催を中止することがある。

5 講習会に関する問合せ先

広島県警察本部生活安全部生活安全総務課（電話（082）228-0110（代）内線3031）又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課